

四日市市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年10月6日

四日市市長 田中 俊行

四日市市条例第34号

四日市市個人情報保護条例の一部を改正する条例

四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) から(5)まで (略)</p> <p><u>(6) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)</u></p> <p><u>第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u></p> <p><u>(7) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>(個人情報取扱事務の届出)</p> <p>第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務で個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により特定の個人を検索す</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) から(5)まで (略)</p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>(個人情報取扱事務の届出)</p> <p>第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務で個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により特定の個人を検索す</p>

ることができる状態で個人情報記録された公文書を使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項（以下「届出事項」という。）を定め、市長に届け出るものとする。この場合において、当該個人情報取扱事務が特定個人情報を取り扱うものである場合は、番号法の規定により認められた範囲内で届出事項を定めるものとする。

(1)から(8)まで (略)

2から5まで (略)

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関内で利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)から(7)まで (略)

2及び3 (略)

(特定個人情報の利用の制限)

第9条の2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、特定個人情報を当該実施機関内で利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人

ることができる状態で個人情報記録された公文書を使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を市長に届け出るものとする。

(1)から(8)まで (略)

2から5まで (略)

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、個人情報を当該実施機関内で利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)から(7)まで (略)

2及び3 (略)

の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を自ら利用することができる。ただし、目的の範囲を超えて利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（特定個人情報の提供の制限）

第9条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を当該実施機関以外のものへ提供してはならない。

（個人情報の提供先への通知）

第26条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

（中止を請求する権利）

第31条 何人も、実施機関に対し、第9条から第9条の3までの規定に違反

（個人情報の提供先への通知）

第26条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

（中止を請求する権利）

第31条 何人も、実施機関に対し、第9条の規定に違反して自己の個人情報

して自己の個人情報を利用され、又は提供されたと認めるときは、当該個人情報の利用又は提供の中止の請求（以下「中止請求」という。）をすることができる。

2 （略）

が利用され、又は提供されたと認めるときは、当該個人情報の利用又は提供の中止の請求（以下「中止請求」という。）をすることができる。

2 （略）

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条の次に第9条の2を加える改正（同条第2項に係る部分に限る。）は、平成28年1月1日から施行する。

（総務部総務課）